

令和6年度 老人福祉施設指導監査結果

■ 令和6年度は老人福祉施設に対する指導監査を5件実施しました。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームあじさい園	社会福祉法人晃宝会	実地監査	無	
2	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームかがやきの苑	社会福祉法人大和まほろば会	実地監査	職員の員数について、現状の員数と運営規程の規定及び重要事項説明書の記載に整合性を欠いているため、是正すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第4条、第23条】 利用契約書において、明け渡し精算については、所定の料金を重要事項説明書に定めると規定しているが、重要事項説明書に定めていなかった。速やかに所定の料金を定め、重要事項説明書に記載すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第4条、奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する要項第2-7】 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上定期的に実施すること。 また、身体的拘束等の適正化のための指針において規定している、当該指針の閲覧のための措置を実施していなかったため、指針に基づき実施すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第42条第8項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第5-5】 運営規程に、ユニットの数及びユニットごとの入居定員の記載を欠いていたため、追加すること。 また、虐待の防止のための措置に関する事項として、責任者の選定や虐待等が発生した場合の対応方法等を規定すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第46条、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第4-26(6)】	運営規定の改正には、理事会の承認が必要なため、今後の理事会で承認を得て改正する予定です。運営規定の職員数は、入所定員に対する職員数として、定めており、重要事項説明書には、実人員の職員数を記載しており、入居希望者、新規の入居者、家族等には、現状について説明をしています。 現在は、家具等については、施設で処分等を行なっているが、明け渡しの際に、費用は徴収していないが、今後適正な費用を定め、重要事項に明記します。 身体拘束等の適正化等の委員会については、近年、人員不足のため担当職員等が参集するのが、困難な状況であるが、新たな身体拘束や現在の個々の状況については、勤務の合間に協議が行われており、身体拘束が必要な場合は、協議に基づき家族の同意を得て実施している。記録等が会議録として明文化されていないことから今後、協議内容を明文化し記録として保管することとします。また、協議については、三ヶ月に1回行うものとします。研修についても、年二回以上の実施できるよう計画します。指針の閲覧については、ホームページを昨年更新しましたので、公開するよう手続きを行います。 運営規定の改正には、理事会の承認が必要なため、今後の理事会で承認を得て、ユニット数、ユニットごとの定員の記載を追加します。虐待防止のための措置に関する事項として責任者の選定は行っていますが、指針等に明記します。発生した場合の対応については、改正した重要事項説明書に規定しました。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
					勤務表について、月ごとに次に掲げる事項を記載した勤務表を作成すること。 ・従業者の日々の勤務時間 ・常勤、非常勤の別 ・介護職員及び看護職員等の配置 ・管理者との兼務関係 また、勤務表を作成する上で、従業者が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第47条第1項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第4-27(1)、奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する要項第2の6(1)】	事業所ごとの勤務表は、作成しておりますが、掲示している勤務表は、1階フロアーに勤務する職員の勤務を示しているものなので、勤務時間等が明確にわかる形に変更を行います。
					感染症の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。 また、業務継続計画に係る従業者に対する研修及び訓練を年に2回以上定期的に実施すること。 なお、策定した感染症に係る業務継続計画及び今年度中の業務継続計画に係る研修及び訓練の実施記録又は実施計画を提出すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第24条の2、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第4-28(2)】	感染症発生時における早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画(BCP)」については、令和6年1月1日施行として、作成を行っていましたが、新型コロナウイルスが2類から5類に移行したことからこれまでの感染症マニュアルでの対応として、施設内で共有していませんでしたが、ご指摘のあとに周知を行いました。今年度は、研修訓練は計画しておりませんでしたので、次年度に向けて研修及び訓練を計画する予定です。
					施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第26条第1項、消防法第8条、消防法施行規則第3条第10項】	非常災害計画は、策定済みであるが、避難訓練等については、今後、消防訓練等と組み合わせるなどの計画をして実施します。
					施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催すること。 ・介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年に2回以上定期的に実施すること。 なお、今年度中の委員会、研修及び訓練の実施記録又は実施計画を提出すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第27条第2項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第4-30(2)】	感染対策については、職員やその家族、利用者やその家族が、発症した際には、施設での蔓延を防ぐため、関係者が集まり、対応について、協議をしていますが、職員が少ない中、時間外の定期的な委員会の開催は難しいので、参集できるタイミングで協議を行い、協議結果を記録に残す形で、委員会を行います。研修については、これまで新規職員の採用時に委員が研修を行っていましたが(6年度は新規採用者なし)今後は、期間を定めて基本的な研修を計画的に行います。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	事業者名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
					事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じること。 ・事故発生の防止のための委員会を定期的に開催すること。 ・事故発生の防止のための従業者に対する研修を年に2回以上定期的に実施すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第35条第1項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第4-37】	今年度は、時間外の定期的な委員会の開催は、開催ができない状況であったので、今後は、参集できるタイミングで協議を行い、協議結果を記録に残す形で、委員会を行います。研修については、必要なものなので、不適切な介護等が、行われないよう定期的な研修を計画します。
					虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じること。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。 ・虐待の防止のための研修を年に2回以上定期的に実施すること。 また、虐待の防止のための指針に、成年後見制度の利用支援に関する事項、虐待等に係る苦情解決方法に関する事項、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項を規定すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第35条の2、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について第4-38】	虐待防止の委員会については、定期的な開催の行うため、法人や施設・各事業所の責任者が参集する月1回の運営会議の終了後に定期的に開催することといたします。研修についても、同様の形で開催し、各部署には、伝達研修として行うことといたします。苦情解決方法に関する事項、指針の閲覧に関する事項等については、指針の改正を行い規定をします。
					退職した一部の職員について、労働者名簿を作成していなかった。職員を雇用した際は速やかに整備すること。 【労働基準法第107条】	今後は、職員採用の際は、速やかに労働者名簿の作成を行います。
3	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム万葉苑	社会福祉法人万葉福祉会	実地監査	無	
4	軽費老人ホーム	ケアハウスあじさい園	社会福祉法人晃宝会	実地監査	無	
5	軽費老人ホーム	ケアハウス万葉	社会福祉法人万葉福祉会	実地監査	無	